第10章 国際的な協調と協力

<SGDs>

<MLGs>





本県では、琵琶湖の環境保全に係る取組を、経済発展に伴い環境汚染が懸念されるアジア諸国等に発信すると ともに、行政施策や技術面などで協力し、水環境ビジネスの発展につなげています。また、世界湖沼会議や世界 水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼環境問題解決にも貢献しています。

世界の水問題への貢献

(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)

ILECは、世界の湖沼環境の健全な管理とその推進を目的として、 本県が中心となり関係省庁の協力を得て昭和61年(1986年)に設 立された国際的な非政府機関(NGO)です。

国連環境計画などの国際機関、国際協力機構 (JICA) などの政府 機関と連携し、世界の湖沼環境保全にかかる情報収集・提供、調査 研究、研修事業、環境教育など、国際的な活動を展開しています。 開発途上国における湖沼の持続可能な利用と保全の実現に向けて、 統合的湖沼流域管理(ILBM)研修事業などを実施しています。

また、昭和59年(1984年)に県の提唱で開催され、概ね隔年で 開催されている世界湖沼会議を、開催国の団体と共催しています。

<琵琶湖保全再生課>



国連本部での持続可能な湖沼管理に関する発表 (2023年3月)

<琵琶湖保全再生課>

第19回世界湖沼会議

令和5年(2023年)11月7日から9日の3日間、ハンガリー・バ ラトンフュレド市において、第19回世界湖沼会議がバラトン湖開発 局と国際湖沼環境委員会(ILEC)との共催により開催されました。

世界湖沼会議は、昭和59年(1984年)に第1回会議を滋賀県大津 市で開催して以来、世界各地の湖沼研究者やNGO、行政関係者等が多 数参加し、世界の湖沼問題の解決に向けて様々な議論が行われてき ました。これまで世界 11 か国 (のべ 18 か国) で開催され、ハンガ リーでの開催は35年ぶり2回目でした。

今回、本県からは、県職員や県民、学生等が参加し、琵琶湖の環境 保全に関する取組やMLGs の取組等について、分科会やポスターセッ ションで発表しました。

また、ハンガリーと滋賀県の高校生による高校生セッションがオ ンラインハイブリッド形式で開催され、湖沼保全に向けたユースか らの提言や、高校生たちの湖沼や自然環境に関する研究の取組等を 世界に向けて広く発信されました。

今回の会議では、若者世代の積極的な参画のもと、様々な議論が 交わされ、最終日には「バラトン宣言」 骨子が発表されました。この 官言の中では、開会式で滋賀県副知事が賛同を呼び掛けた『世界湖 沼の日の制定に向け推進を図ること』が盛り込まれたほか、持続可 能な湖沼管理に向けて、『「科学と政策の統合」を推進すること』や



分科会での滋賀県の取組の発表



高校生セッションでのユース宣言の発表

『政策決定者とのコミュニケーションの深化を図ること』などが提唱されました。

本県が提唱して始まった世界湖沼会議は、おおむね2年ごとに開催されており、次回(第 20 回)は 2025 年に オーストラリア・ブリスベンで開催される予定です。

<琵琶湖保全再生課>

世界水フォーラムは世界水会議 (World Water Council: WWC) が主催する国際会議で、水に関わる政策決定者、 専門家等が一堂に会し、平成9年(1997年)から3年ごとに開催されています。

第 10 回世界水フォーラムが令和6年5月に開催され、会期(5月 18 日~25 日)を通して 160 か国、20,000 人 が会議に参加しました。279 のセッションが実施されるとともに、エキスポでは 254 のブース展示がなされ、のべ 64.000 人の来場がありました(主催者発表)。

本県からは三日月知事や県職員が参加し、日本パビリオンにおいて、滋 賀県ブースを出展するとともに、パビリオン内のイベントスペースにおい てプレゼンを実施したほか、会場内のモニターで滋賀県作成の取組紹介動 画を放映しました。また、テーマ別セッションやスペシャルセッション、 自治体プロセス等ではローカル SDGs モデルとして滋賀県が推進している マザーレイクゴールズ(MLGs)の取組等について発表しました。

三日月知事は、ハイレベル・パネルディスカッション 13 「私たちの湖を 守るための緊急要請」に登壇し、琵琶湖の保全再生の取組やMLGs の紹介、 そして「世界湖沼の日」制定に向けて、国際的な連携を呼びかけました。

本セッションでは、気候変動への対応や生態系保全の観点から湖沼の重 要性が認められる中で、不適切な管理により汚染や消滅の危機にある湖沼 があることが指摘されました。

このような悪い流れを反転させ、湖沼の持続可能な管理を加速するため には技術や知識の共有や法制度の整備が必要であり、持続可能な開発目標 (SDGs)のゴール6「安全な水とトイレを世界中に」に貢献する象徴的な 日として「世界湖沼の日」制定が必要とされました。

会期を通して政治プロセスで議論された各国閣僚級による合意文書と して、「閣僚宣言」が採択され、閣僚宣言では、国連総会で「世界湖沼の 日」の決議を目指す旨が盛り込まれました。



日本パビリオンでの滋賀県ブース



スペシャルセッションでの発表

● 汚水処理分野における技術協力

<下水道課>

本県では、琵琶湖の水環境保全に取り組んできた知識・経験を生かし、海外に向けて水処理分野における技術 協力を実施しています。

ベトナム (クアンニン省) においては、ハロン湾を中心とした環境改善を目的に、水環境分野における技術指 導等を行ってきました。平成 29 年度には県と省とで環境・経済分野の協力に関する覚書を締結し、技術協力等に より支援を継続することとしています。

クアンニン省におけるグリーン成長(環境と経済を両立しながら成長すること)を発展・継続させるための JICA 長期派遣専門家として、滋賀県より(公財)淡海環境保全財団の職員が、令和3年(2021年)4月から令和5年 (2023年)4月までクアンニン省へ赴任していました。現地では浄化槽の設置や維持管理など、技術普及に取り組 みました。



覚書の締結



現地セミナー